

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0012
住所 (ふりがな) 東京都千代田区丸の内1-8-1
氏名 (ふりがな) ジェイコムグループ代表
かぶしがいしゃ 株式会社ジュピターテレコム
だいいょうとりしまりやくしゃちょう もりいずみ ともゆき
代表取締役社長 森泉 知行

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

本意見書に関する連絡先
株式会社ジュピターテレコム 通信事業戦略部
電話番号
電子メールアドレス:

当社は 1995 年の設立以来、一貫して自らのリスクで加入者向けアクセス回線網を構築し、ケーブルテレビサービスをはじめ、超高速ブロードバンドサービス、電話サービス等を展開してまいりました。その結果、2011 年 1 月末現在での当社のホームパス(敷設工事が済み、いつでも加入いただける世帯) は約 1,312 万世帯となっており、これらの世帯にお住まいのお客様については、いつでも当社の超高速ブロードバンドサービスに加入いただくことが可能となっております。このように、当社が自ら構築してきた加入者向けアクセス回線網は「光の道」構想の実現において不可欠なネットワークであると認識しており、そうした認識の下、設備競争とサービス競争のバランス、特に健全な設備ベースでの競争を阻害することの無いよう十分配慮いただくことを念頭に、加入光ファイバ接続料認可申請についての当社の見解を申し上げます。

1. 平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について

今回の光ファイバ接続料の値下げについては、情報通信市場に大きな影響を与える水準であり、超高速ブロードバンドサービスの競争環境にも相当のインパクトを与えるものと思われませんが、健全な設備競争に留意した適切な原価に基づくものである限り妥当と考えます。

原価の算定にあたっては、需要予測に加え、光ファイバの耐用年数、既存サービスとの原価配分比率など、透明性を確保した適正な原価算定に基づくことが大原則であり、NTT 東西の機能分離を確実に実行し、更なる算定の峻別化を行うことを要望いたします。

また、乖離額調整はあくまで「特例」として前回認められたものであり、NTT東西が恒常的な業務運営を行うインセンティブが損なわれる恐れがあるため、特例的に行う場合でも十分な検証が必要と考えます。

2. 「分岐単位接続料」の設定について

今回の申請になかった「分岐単位接続料」設定につきましては、過去に議論された課題を含め十分な検討が必要であり、現段階での導入については時期尚早と考えます。

まずは、現行の競争状況および今回申請された光ファイバ接続料での競争状況を十分に分析・評価した上で導入の可否を検討する必要があり、その結果、仮に導入すべきとの結論となった場合においても、これまでの議論で課題として残っている、サービス品質・運用面の確保等に係るコストの分析・評価、それに基づく算定方法の検討等を行うことが必要です。

更に、『「光の道」構想実現に向けて一取りまとめ』（平成22年12月14日）において、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、設備競争への影響等に十分に留意することが適当」と明記されていることを踏まえ、加入者向けアクセス回線網を自ら構築してきた我々設備事業者としては、この点を十分に配慮した議論を要望いたします。

なお、これらの検討行程につきましては、公正性を担保するためにも、検討機関を設けた上で、NTT 東西のみでなく、各関係者を含め、十分に議論される必要があります。

(1) 現状の競争状況および今回の申請接続料による競争状況の分析・評価

① 現状の競争状況について

「光の道」構想における、超高速ブロードバンド利用率向上のために実現すべき料金指標として、ADSL 並みの料金ということが言われておりますが、当社を含む一部事業者では、既に ADSL と遜色のない料金(電話とのバンドル)を実現しています。(添付1)

② 今回の申請接続料による競争状況について

さらに、今回申請された8分岐単位のシェアドアクセス方式(従来方式)でも、NTT 東西の実績である 1 芯あたり約3契約を獲得することにより、実質的に分岐単位あたりの料金(平成 25 年度の接続料をベース)は ADSL 並みとなります。(添付2)

また、「光の道」構想において、今後、利活用が促進されることが期待されることから、1 芯あたりの契約者数の増加が見込まれ、NTT 東西以外のサービス競争事業者においても、十分実現可能なものと考えております。

上記の競争環境の事例からも分かるとおり、既に ADSL 並みの料金を実現する環境は整ってきており、「分岐単位接続料」の導入にあたっては、これらの競争状況についてまずは適切に評価・分析を行う必要があると考えます。

(2) 「分岐単位接続料」設定に係る課題

「分岐単位接続料」設定については、前述のとおり、まずは現状の接続料方式を前提とした競争状況の評価した上、過去(平成 20 年 3 月)NGN 答申時に協議された課題を十分に検討することが必要であり、これらの課題を解決し、適切なコストを、適切な算定方法を用いて設定すべきと考えます。

最終的には、算定された「分岐単位接続料」が、「現行の接続料方式」と比較し、

- ・本当に、低廉な価格でお客様に提供できるのか？
- ・本当に、高品質で多様なサービスをお客様に提供できるのか？

が、「光の道」構想の実現に向け、重要なポイントであると考えております。

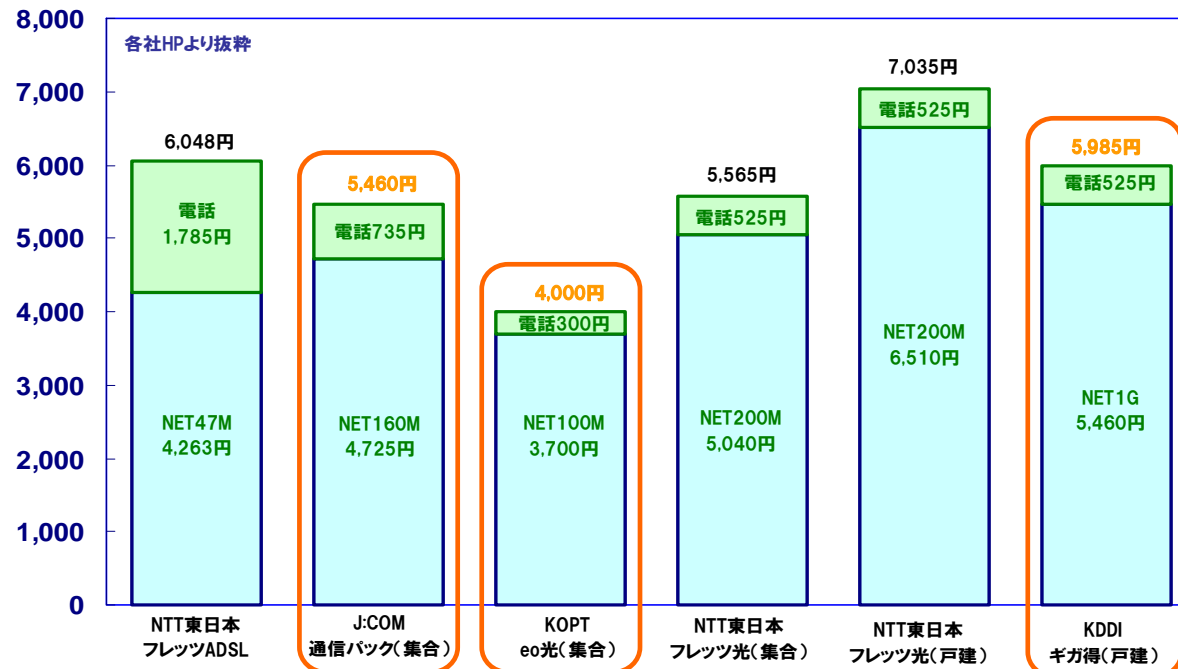
繰り返しになりますが、「分岐単位接続料」の導入検討にあたっては、是非、オープンな環境で、関係事業者を含めた議論を実施いただきたく、お願い申し上げます。

以上

競争状況について（現状）

J:COM

- 設備競争とサービス競争を両輪で行うことにより、集合住宅のみではなく、戸建住宅においても、ADSL並みのサービス料金は実現している



競争状況について（今回のNTT東西の申請による）

J:COM

- サービス事業者の営業努力により、実質的な1芯あたりの接続料は低廉化可能
- ADSL並みの料金を実現する環境は整ってきている

H25年度末8分岐単位シェアドアクセス接続料

契約数	主端末	分岐端末	接続料
1		310円	3,292円
2		310円	1,801円
3		310円	1,304円
4	2,982円	310円	1,056円
5		310円	906円
6		310円	807円
7		310円	736円
8		310円	683円

H21年度末NTT東西 1芯あたりの平均契約数 ←

